

# 世田谷区嘱託衛生監視（代替）募集要領

## 1 職務内容

衛生監視業務（食品関係施設の監視指導・普及啓発）に関すること（窓口での受付や電話対応、飲食店等の実地検査や書類作成、システムへのデータ入力等PC操作 など）

## 2 応募資格

（1）以下のいずれかの要件を満たす方

①医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師の免許を有する方

②大学の学部で医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修め、卒業した方

③食品衛生法及び食品衛生法施行令により都道府県知事の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設（平成27年3月31日以前に厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設を含む。）において所定の課程を修め、卒業した方

（2）地方公務員法第16条の各号（3頁参照）いずれにも該当しない方

## 3 勤務条件

（1）任用期間 令和8年6月1日～令和9年3月31日

※欠員等が生じた期間を限度とします。

ただし、代替の必要状況に応じ、勤務実績等を考慮し能力実証を行った上で、再度任用をする制度があります。

（2）勤務日数 月16日（原則として、土曜日・日曜日・祝日が休みです。）

（3）勤務時間 1日7時間45分 8時30分から17時15分まで

（休憩時間は、原則12時から13時）

※ 原則超過勤務はありませんが、公務のために緊急の必要がある場合、所定の勤務時間以外に超過勤務をお願いすることがあります。超過勤務を行った場合は、超過勤務手当（相当する報酬）を支給します。

（4）勤務場所 世田谷保健所生活保健課（世田谷区世田谷 4-22-35）

（本庁舎整備工事の関係で執務室が城山分庁舎（世田谷区世田谷 4-24-1）に移転する予定です。）

（5）報酬 年間支給額（2,797,901円）

・ 報酬月額（令和8年度現在）224,731円（地域手当相当分含む。）

・ 期末・勤勉手当550,591円

※ 常勤職員の給与改定に応じて、変更する場合があります。

※ 年間支給額及び期末・勤勉手当の額は年間を通じて任用された場合の額（任用期間によって変動する場合があります）。

・ 交通費別途支給（月額上限55,000円）

（6）社会保険等 健康保険（東京都職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。

- (7) 公務災害補償等 公務災害補償等の適用となります。
- (8) 休 暇 年次有給休暇その他条例等に規定する休暇等の制度があります。
- (9) 身 分 地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員（会計年度任用職員）
- (10) そ の 他 ① 地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合は懲戒処分等の対象となることがあります。  
② 勤務場所は、原則敷地内禁煙です。

4 募集人数

1名程度

5 選考方法

第1次選考 書類選考

第2次選考 面 接 （令和8年5月14日（木）予定）

6 選考結果

第1次選考結果は、合否に関わらず全員の方に郵送します。令和8年5月8日（金）を過ぎても結果通知が届かない場合は、お問い合わせください。

7 申込方法

次のうちいずれか一つの方法で申し込んでください。

(1) 申込書記載による方法

『世田谷区嘱託衛生監視（代替）採用選考申込書兼履歴書』、『世田谷区における勤務経歴等確認票』を下記の期間に提出してください。

【提出先】

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-22-35

世田谷保健所生活保健課（第2庁舎4階41窓口）

【期 間】

郵送申込	令和8年4月10日（金）～令和8年4月30日（木）【必着】
持参申込	上記郵送申込期間の月曜日から金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時

(2) インターネットによる方法

区のホームページ「オンラインサービス」内の「職員募集」から手続きしてください。

申込期間	令和8年4月10日（金）～令和8年4月30日（木）（24時受信まで有効）
------	--------------------------------------

※ 期間中に正常に受信したものを有効とし、採用選考の申込みを受け付けた旨を記載したメールを送信します。このメールが届かない場合は、受付期間中に必ず世田谷保健所生活保健課へお問い合わせください。

※ 申込み時に顔写真の電子ファイルを添付しなかった場合は、必ず①郵便にて別送又は②窓口まで持参してください（①は（１）郵送申込期間内、②は（１）持参申込期間内）。別送の場合は写真の裏面に氏名、到達番号（申込み受付後に送信されるメールに記載）を忘れずにご記入ください。

※ ご提出いただいた申込書類の返却はできませんので、予めご承知おきください。

※ 『世田谷区嘱託衛生監視（代替）採用選考申込書兼履歴書』やその他の添付書類に記載の個人情報については、世田谷区個人情報保護条例および同施行規則に基づき適正に取り扱い、世田谷区嘱託衛生監視（代替）採用選考および採用事務の目的を遂行するために使用します。

**【地方公務員法第16条（欠格条項）】**

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません（心神耗弱を原因とするもの以外）。

**【お問い合わせ先】**

世田谷区世田谷保健所生活保健課食品衛生第2係

〒154-8504

東京都世田谷区世田谷4-22-35

電話：03-5432-2907